

資料：農林水産省作成

\*1 Electronic Commerce／電子商取引。情報通信ネットワークを活用して行われる商取引全般を意味する。一般家庭においても、インターネット上で商品やサービスを購入するオンラインショッピングが増加している。

市にも送られ、観光客は駒ヶ根市を目指す。

このほか、自然や農村景観を活かしてSOHOやIT産業の集積を図ったり、エコマネー<sup>\*1</sup>を導入して高齢者介護や福祉、交流事業のインストラクター等地域住民の多様な社会参加を促進するなど、情報通信技術を活用した将来構想は大きくふくらんでいる。

(都市との情報受発信におけるインターネットの役割が認識されつつある)

インターネットの普及は、農村のかかえていた空間的制約を解消し、農村に居ながらこれまで都市でしか享受できなかつた豊富な情報を入手することを可能にした。また、インターネットの活用により、これまで情報の受け手側に回ることが多かつた農村が、積極的に都市に向けて情報発信することも可能となつている。

農村からの情報発信の主体として市町村の動きをみると、財団法人ふるさと情報センターのサイト<sup>\*2</sup>にリンク<sup>\*3</sup>している全国の市区町村のホームページ数は12年12月時点で2,457で1年前に比べ2割の増加となっている。

こうしたなかで、都市や農村の住民においても、都市農村交流に関する情報の受発信の手段として、インターネットの役割の大きさが認識されはじめている。農林水産省が消費者及び農業者を対象に実施したモニター調査結果（12年10月実施）によれば、農村に訪れたいと考える消費者の35%が、情報源としてインターネットを活用したいと考えている。この数字は11年4月時点のインターネットの世帯普及率（19%）を上回っており、今後の希望も含めて情報源としてのインターネットへの関心の高さがうかがわれる。また、農業者においても、都市や農村の情報の受発信に必要な取組みとしてインターネットのホームページの開設をあげた者は68%と高い割合となっている。

農村には、美しい景観や新鮮な農産物、伝統的郷土料理、地域に伝承される生活の知恵等、情報の内容（コンテンツ）となる素材が豊富に存在しており、インターネットを活用した情報発信の場として大きな可能性をもつていていると考えられる。今後、こうした豊富な情報を蓄積し、地域住民が共有するとともに、

\*1 各種のボランティア活動等、売買の対象とならない財・サービスを評価する新しい貨幣で、地域内で交換される通貨。N.P.O（民間非営利組織）等により運営され、決済機能のみを有し、利子はつかない。駒ヶ根市では電子カードによるオンライン決済を構想している。

\*2 英語で「敷地、位置」のこと。転じて、インターネットの場合には、ホームページ等のコンテンツ（情報の内容）が置かれている場所のことを指す。

\*3 データ等を相互に関連付けること。リンクにより、別のホームページを参照することが可能となる。

効率的、効果的に都市の住民に提供できるよう情報データベースを構築していくことが課題となっている。また、農村の住民がインターネットを十分に使いこなし、都市の住民との活発な交流に役立てることができるよう、各種の研修等を通じて情報リテラシー<sup>1</sup>の向上を図っていく必要がある。

#### ＜事例：インターネットでふるさとの動画情報を発信＞

兵庫県の関宮町は、地上波放送の難視聴区域解消や自主放送による町づくり、コミュニティ機能の向上等を目的として、平成4年に関宮町有線テレビジョン（SYT）を開局した。町民が主役という視点から自主放送番組の作成に取り組んでおり、町民カメラマンが撮影した「ビデオだより」が毎年150本以上持ち込まれるなど、住民参加型の番組づくりが定着している。さらに、10年には、町のホームページをリニューアルし、SYTの自主放送番組を3～5分間の動画ファイルに変換した「ふるさとビデオレター」と「ふるさと紀行」の配信を始めた。ホームページを見た都市の住民からは「ふるさとへ帰りたくなった」、「自分には田舎がないのでとても楽しい」などの反応が多数寄せられている。

#### （農業・農村の情報格差を縮小するため高度情報化の推進が必要である）

以上のように、活力ある21世紀の農村を創っていくうえで、農村の高度情報化が大きな役割を果たすことが期待されるが、地域の情報化の基幹となる市町村や農協の現状をみると、農村や農業分野における情報通信技術の活用は都市や他産業に比べて立ち後れた状況にある。

農林水産省が全国の市町村、総合農協の情報通信基盤の整備状況等について調査した結果によれば、組織内の情報通信網である「LAN<sup>2</sup>を整備している」とした市町村は、都市的地域の6割に対し、他の地域ではおおむね4割にとどまっている（表III-10）。また、総合農協では3割となっており、総務省の調査<sup>3</sup>（11年11月実施）による従業員規模100～299人規模の企業の平均普及率（7割）を比較対象としてみると立ち後れた状況にある。

また、情報提供のためにインターネットやFAX通信等の「情報通信基盤を利用している」とした市町村は77%となっているが、インターネットを利用し

\*1 情報通信の高度化に対応し、氾らんする情報の中から必要な情報を理解し、選択し、整理し、創造し、発信できる能力。

\*2 Local Area Network／構内情報通信網。同じ建物の内部等狭い範囲でのパソコンのネットワークを指す。

\*3 総務省「通信利用動向調査」（12年4月）

ている割合をみると、都市的地域（71%）に比べ、平地農業地域（48%）、中間農業地域（56%）、山間農業地域（49%）で低くなっている。また、総合農協では54%が情報通信基盤を利用しているが、内訳ではFAX通信の利用が32%と高く、インターネットの利用は19%にとどまっている。

このように、農協や都市的地域以外の市町村においては、組織内の情報化やインターネットの活用状況に遅れがみられる。市町村や農協の情報化は、今後、行政や医療・福祉、金融サービス等の電子化を通じた住民の生活向上、生産・流通分野における情報通信技術の活用を通じた競争力の高い地域農業の確立等を進めていくうえで不可欠であり、その取組みを急ぐ必要がある。

また、農村の情報化については、企業活動が先導する都市とは異なり、市町村等行政が積極的な推進策を講じることが不可欠である。例えば、富山県やまだむら山田村においては、村が強力なリーダーシップを発揮した結果、住民世帯の9割にパソコンが普及しており、全てのパソコンがインターネットに接続する情報化の先進地となっている。

さらに、今後、情報通信技術の高度利用が急速に進むなかで、都市に比べて民間主導による情報通信基盤の整備が進みにくい農村において、その整備の遅れに伴う都市との情報格差が、生活面や経済面における新たな格差を生じることのないよう、地方公共団体等による情報通信基盤の整備の推進等の対策を講じていく必要がある（表III-11、図III-19）。

表III-10 市町村、農協における情報化の進展状況

(単位：%)

	市町村	農協
LANを整備している	44.1	32.9
都市的地域	59.7	—
平地農業地域	38.6	—
中間農業地域	40.2	—
山間農業地域	39.4	—
情報提供のために情報通信基盤を利用している	77.4	53.5
インターネット	55.8	19.0
都市的地域	71.1	—
平地農業地域	47.6	—
中間農業地域	56.0	—
山間農業地域	49.0	—
CATV	12.4	3.4
FAX通信	12.3	32.3

資料：農林水産省「地域における情報化の進展状況調査」（11年10月調査）

注：全国の市町村及び総合農協を対象とし、回収率は市町村が78.1%、  
総合農協が64.3%である。

表III-11 農家・一般世帯へのCATVの普及状況（平成11年度）

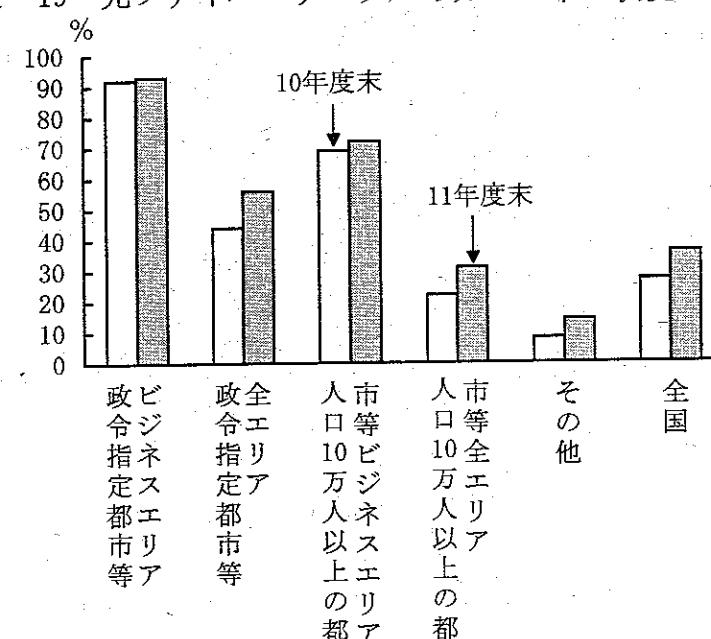
(単位：%)

	農家	一般世帯
CATV普及率	8.1	14.1

資料：総務省「平成12年通信に関する現状報告」、農林水産省調べ

注：農家のCATV普及率は、11年12月末段階での調査結果である。

図III-19 光ファイバーケーブルのカバー率の状況



資料：総務省調べ

注：1) カバー率とは、配線点（き線点）まで光化されている場合をさす。  
2) ビジネスエリアとは、事務用加入の比率が50%以上のエリアをさす。

## 第4節 都市と農村との交流等の促進

都市農村交流の取組みは、農村における地域活性化の有効な手段や、国民の農業及び農村に対する理解と関心を深めることで「農村（農業）」と「都市（消費）」を結ぶ取組みとして、また、国民の健康的でゆとりのある生活に資する取組みとして注目されており、食料・農業・農村基本法においても重要な取組みとして位置付けられている。本節では、都市農村交流の取組みについてその現状と推進に向けた課題を整理するとともに、推進を図る有力な手法であるグリーン・ツーリズムについて考察する。また、子ども達の農業体験・農業体験学習の取組みや、都市農業の果たす役割等についても整理する。

### (1) 都市と農村との交流の促進

#### (都市農村交流の取組みが注目されている)

国民の意識が「ゆとり」や「やすらぎ」といった「心の豊かさ」に重きをおくようになるなか、都市（都市住民、消費者）においては、豊かな自然や美しい景観といった農村の地域資源や農業体験等に「心のいやし」の場を求める気運が高まっている。一方、農村（農業生産者、地場産業経営者、地元住民）では、都市との交流活動は、地域農産物の需要拡大や交流人口の増大によって所得確保の機会を増やすといった経済的効果や、都市住民・消費者との相互理解の促進、地域の再認識が図られるといった社会的効果を有するなど、地域の活性化の手段として注目されている。

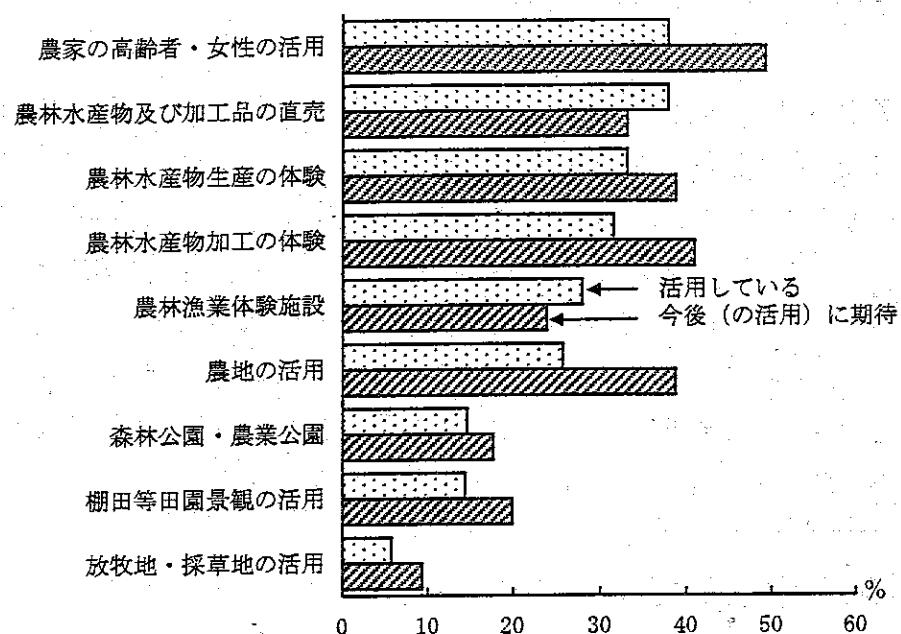
このようななか、全国各地において、各種イベントの開催や地場產品の直売、朝市、グリーン・ツーリズム、農業体験活動、「道の駅<sup>(注)</sup>」等の交流施設を利用した取組み等、多様な交流活動が、農家の高齢者や女性といった人的資源をはじめ、農産物やその加工品、農作業・農産加工体験等といった農業に関連する資源等を活用して行われている（図III-20）。

#### ＜事例：「道の駅<sup>(注)</sup>」を拠点とした都市農村交流の取組み＞

宮城県の北部に位置する米山町では、平成10年に、町内を通る国道346号線沿いに交流拠点の一つとして「道の駅米山（あぐりパーク米山）」を開設し、「道の駅」に立ち寄った旅行者等との交流を行っている。

同「道の駅」には、地場で生産された新鮮な農産物や農産加工品を販売した

図III-20 都市農村交流における農業関連資源等の活用状況等（複数回答）



資料：(財)21世紀村づくり塾「グリーン・ツーリズムの取組みに関する市町村アンケート調査」

(12年3月)

注：1) 「グリーン・ツーリズム構想」策定市町村300市町村を対象とする調査で、回収数は

181市町村である。

2) 数値は、回答市町村計(181市町村)に占める割合である。なお、複数回答のため合計は100にならない。

3) 農業に関連する項目のみ図示した。

り、アイスクリーム等の加工体験や地元産のチューリップ、紅花を利用した染め物体験ができる施設「ふる里センターY・Y（わい・わい）」のほか、メロンやいちご、ばらの養液栽培等を見学できる最先端技術ハウスや、地域農業の情報発信基地「アグリピア館」等といった農業関連施設が併設されている。同ハウスは就農希望者の研修用として貸し出されるなど、観光・交流の拠点施設としてばかりではなく、農業研修施設としても利用できるようになっており、農業技術の開発や、研修等による農業者育成の観点からも期待が寄せられている。

また、「道の駅」周辺には、生産調整水田を活用し、数十万本（12年現在80万本）のチューリップ等が植えられており、毎年ゴールデンウィークには「チューリップ祭り」を開催するなど、交流の推進に努めている。

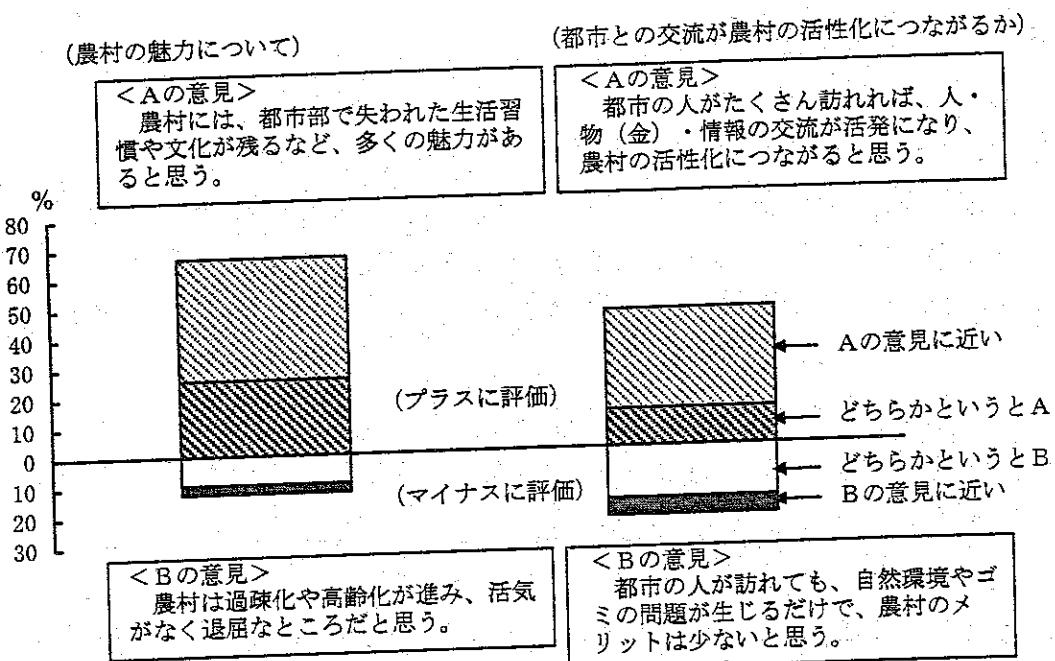
このように、「道の駅」は、休憩施設としてだけでなく、町の歴史や文化、観光等の情報発信施設として、地域交流を図るための拠点となっている。

#### （都市住民の農業体験や農村との交流等を求める意識は高まっている）

都市農村交流の一方の主体となる都市住民の農業体験や農村との交流等に関する意識を、財団法人21世紀村づくり塾が都市勤労者を対象に実施したアンケート調査の結果からみると、回答者の多くが「農村には（都市部にはない）多くの魅力がある」と考えている（意見に近いとする）など、「農村の魅力」や「都市と農村との交流」についてプラスの評価を有していることがうかがえる（図III-21）。また、民間調査研究機関が首都圏在住の非農業者を対象に実施したアンケート調査の結果においても、農業体験については、「自分自身、体験的なものであれば、田んぼや畑などで農作業をしてみたい」や「自分の家や近くの市民農園などで家庭菜園をしてみたい」、「もっと気軽に農家の手伝い（援農）ができれば、協力したい」という項目に対し、各々約6割（平成11年）の者が前向きな回答を（「したい」と回答）しており、農村との交流についても、「もっと気軽に農村と行き来したい」、「もっと気軽に農家の人たちと交流を持ちたい」という項目に対して前向きな回答をした割合は、各々約7割（同）に及んでいる（図III-22）。さらに、2年の調査結果と比較できる項目について回答率の変化をみると、各項目とも上昇しており、都市住民の農業体験や農村との交流等を求める意識の高まりがみてとれる。

このように、都市住民の農業体験や都市農村交流に対する潜在的ニーズが高まるなかで、都市農村交流を効果的に進め、地域の活性化等の目的を達成するためには、都市住民の意識やニーズを十分汲み上げ、反映させた取組内容とし

図III-21 都市住民の農村や都市農村交流に対する評価



資料：(財)21世紀村づくり塾「都市勤労者のグリーン・ツーリズムに関するニーズ調査」

(11年3月)

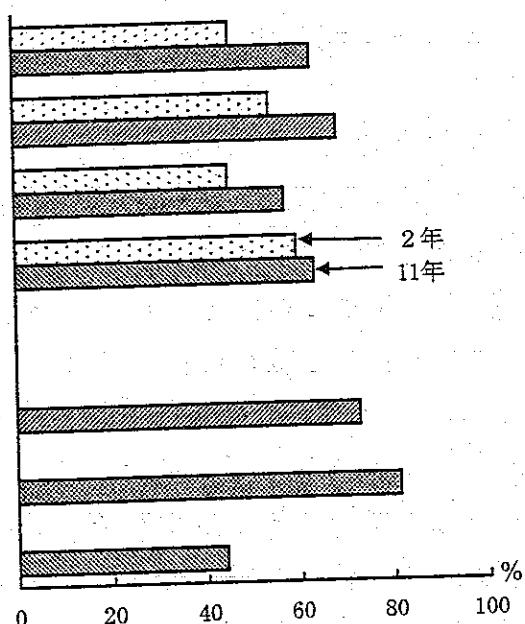
注：1) 都市勤労者2,440人を対象とするアンケート調査であり、回収率は69.8%である。

2) 数値は、回答者計(1,702人)を100とする構成比である。

3) 「どちらともいえない」及び「不明」は図示していない。

図III-22 都市住民の農業体験に関する意識

- 自分自身、体験的なものであれば、田んぼや畑などで農作業をしてみたい
- もっと気軽に農村と行き来がしたい
- もっと気軽に農家の手伝い（援農）ができれば、協力したい
- 自分の家や近くの市民農園などで家庭菜園をしてみたい
- もっと気軽に農家の人たちと交流を持ちたい \*
- 自分の子どもや孫達には、農作業を体験させたい \*
- 自分自身、農業に従事しないが農村で暮らしたい \*



資料：(株)博報堂生活総合研究所「食と農業に関する意識調査」

注：1) 首都圏に居住する非農業者400名を対象とするアンケート調査である。

2) \*印は、11年に新設された項目である。

ていく必要がある。

#### [コラム：都市住民（消費者）が主体となった都市農村交流の取組み]

都市住民にとって、農業・農村の持つ魅力には大きなものがあるようです。皆さん周りにも、地方の棚田のオーナーになったり、市民農園を借りたりして、農作業体験や農村生活体験を満喫している人がいらっしゃるのではないでしょうか。こうした都市住民のニーズを受けた形で、農村側からの働きかけによる都市農村交流の取組みが多いなか、都市住民（消費者）が主体となった取組みもみられるようになっています。

都市住民（消費者）が主体となった都市農村交流の代表的な取組みの一つとしては、日本生活協同組合連合会（日本生協連）の実施している「グリーンライフ」があります。本取組みは、都市と農村の新しい交流を目指して平成7年から進められているもので、生協側が企画を立てた「グリーンライフ・ツアーア」（家族そろって農村等に出向き、農業体験や自然体験、農村生活体験を行う2泊3日程度の旅行）の実施を主な内容としています。本格的にスタートして5年目に当たる12年には、参加生協数16、受入れ市町村数10県25市町村（26コース）にまで発展しており、取組み開始以来の参加者は約6千名にも及んでいます。また、農産物の産直等による交流も模索するようになったり、受入れ先の一つである長野県飯山市では、交流活動を支援することを目的とした「グリーンライフ応援団」が地元のJA北信州みゆき青年部や信州大学農学部の学生等によって組織されるなど、その取組みは広がりをみせています。

都会出身の国民の増加に伴い、都市住民にとって農村が縁遠いものとなり、都市と農村の間に精神的な溝ができつつあるという指摘もあるなか、都市農村交流の取組みは、都市と農村との相互理解を深め、共生を図るための取りかかりとなるだけに、大きな期待が寄せられています。取組みが都市、農村それぞれの独り善がりになることがないよう、互いを思いやる心を失うことなく、進めていくことが大切ではないでしょうか。

#### （都市農村交流活動の一層の充実が求められている）

次に、現に都市農村交流を実施している市町村が、その取組みについてどのように評価しているかをみていくこととする。都市農村交流の目的と効果を、財団法人21世紀村づくり塾が交流活動に取り組んでいる市町村を対象に実施し

たアンケート調査の結果からみると、交流の目的（期待する効果）とした項目、効果のあった項目ともに、「地域資源（自然・農林漁業・歴史文化等）の有効活用」（目的（期待する効果）とした市町村の割合：69.2%、効果があったとする市町村の割合：63.5%）、「農林漁業の振興」（同65.7%、40.9%）、「地元住民の地域づくり活動への参加意識の高揚」（同58.3%、48.0%）の3項目が、他の項目に比べてかなり高い割合を示している（図III-23）。

前述したように、都市住民の農業体験や農村交流等に対する評価は高く、交流等の潜在的ニーズも高いと考えられる。一方、受け入れる側の農村には、豊かな自然環境をはじめ、地域で営まれる農業や地域に継承されている伝統芸能・工芸・食等の多様な地域資源を活用することで、特色ある数多くの交流メニューを提供できる潜在的な対応力があると考えられる（表III-12）。都市農村交流の取組みは、やり方・工夫次第では、地域の活性化や、都市と農村、消費者と生産者との相互理解を深める有効な手段等となるだけに、現段階において効果が小さいとする市町村においても、内容等の見直しを進めるとともに、取組みの一層の充実を図ることが期待される。

#### （都市農村交流を進めるうえで、グリーン・ツーリズムが注目されている）

近年、都市農村交流の取組みを推進していく手法の一つとして、都市住民が休暇等を利用して農村を訪れ、そこに滞在し、農村での生活や農作業を実際に体験する滞在型の交流形態であるグリーン・ツーリズムが注目されている。

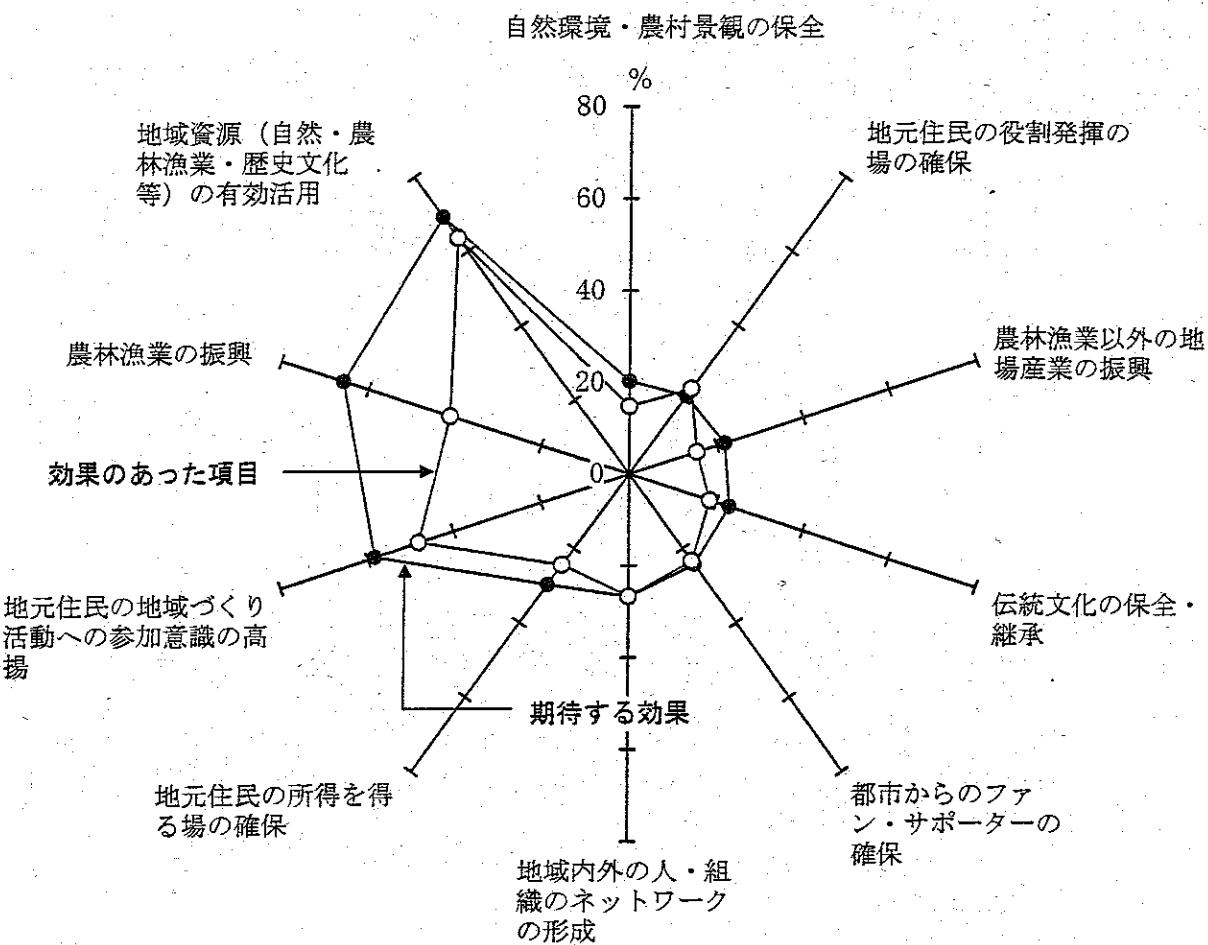
グリーン・ツーリズムを進める主体の一つとして、「農林漁業体験民宿」（農山漁村滞在型余暇活動促進法に基づく。平成12年12月現在、全国で724民宿が登録。）がある。体験民宿では、農作物の収穫作業といった農業体験や、郷土料理づくり、伝統工芸体験等の機会を設け、都市住民等との交流を行っており、数多くの成功例もみられる。しかしながら、宿泊者の体験プログラムへの参加率が低い民宿も多いという調査結果もあるなど、グリーン・ツーリズムの取組みは必ずしも順調に成果を上げているものばかりではない。

#### （グリーン・ツーリズム推進のために解決すべき課題は多岐にわたっている。）

次に、我が国のグリーン・ツーリズムを取り巻く条件等を、取組みが先行している欧州諸国と比較することで、今後、我が国においてグリーン・ツーリズムを推進していくうえでの課題の整理を試みることとする（表III-13）。

まず、社会背景の面をみると、我が国においては、欧州諸国に比べて長期休暇制度が確立されておらず、また、国民のライフスタイルも休暇制度を十分活用するまでに至っていない。この結果、旅行の形態としては週末を利用した1

図III-23 都市農村交流の目的と効果（複数回答）



資料：国土庁「地域活性化のための交流活動に関する調査」（11年3月調査）

注：1) 都道府県から推薦のあった市町村（各都道府県10自治体程度）を対象とする調査であり、

集計数は367自治体である。

2) 数値は、回答数計を100とする割合である。なお、複数回答のため割合の合計は100にならない。

表III-12 農村におけるレクリエーションのタイプ

タイプ	主たる活動	関係する施設等
学習型	自然学習	自然生態観察フィールド・生態観察園、ビジターセンター、天文台等
	歴史文化学習	郷土博物館、郷土文化館、農業文化館、農民芸術館等
探勝型	自然散策	散策・ハイキング・サイクリング・オリエンテーリング・森林浴等のコース等
	歴史散策	名所旧跡を巡る歴史散策コース
鑑賞型	季節鑑賞	花見、ホタル狩り、月見、紅葉、虫の鳴き声の鑑賞、雪見等四季の名所等、栽培展示温室、花・昆虫等の鑑賞温室、果樹・野草・薬草・ハーブ見本園、地場産業展示施設等
	産物鑑賞	
収穫型	○○狩り	観光農園（果樹・野菜・山菜・キノコ等）、オーナー農園（果樹等）、釣場、釣堀等
収集型	植物収集	田の畦、里山、野原、河原等
	昆虫採集	トンボ・チョウ・カブトムシ等が生息する里山、ため池、小川等
活動型	ピクニック	河原・野原・里山・水辺・森等のフィールド、デイキャンプ場、ピクニック園地、林間フィールドアスレチック等
	食事・買物	動物ふれあい・小動物ふれあい牧場、観光牧場、乗馬場等 食事施設、野外バーべキュー施設、農産物や特産品直売所、市等の催し広場等
親農型	野菜・果樹づくり	市民向けふれあい農園、高齢者向けのいきがい農園等
援農型	農作業参加	田植え・稲刈り、果実の摘花等の農作業を支援する援農農園
体験型	農文化体験	体験農園・農場・牧場、炭焼き窯、水車小屋等
	民技文化体験	木・竹・わら細工、紙漉き、陶芸、染織り、民芸品製作等体験施設
	食文化体験	ふるさと料理の体験施設、果実や畜産物等の加工体験施設
生活型	宿泊体験	農家型体験宿泊施設、農家民宿、貸別荘、農園付き別荘、キャンプ場、オートキャンプ場、ファームステイ受入れ農家・牧場等

資料：(社)農村環境整備センター

泊2日型が中心とならざるを得ず、「農村に滞在してゆっくり過ごす」グリーン・ツーリズムを進めるうえで不利な条件となっている。

また、欧州諸国におけるグリーン・ツーリズムが1950～60年代頃から本格化したのに対し、我が国においては歴史が浅く（90年代以降）、国民に取組みの考え方や内容が十分理解されていない面もあり、その普及啓発が課題としてあげられる。

受入れ体制等では、地域に存在する農家民宿をはじめ、農家レストランや農業体験施設といった関係施設の連携が不十分なケースがみられるなど、ドイツのようにグリーン・ツーリズムが地域としての取組みになっていないことがあげられる。地域の諸資源を活用した取組みであるグリーン・ツーリズムにおいては、個々の施設の取組みを結び付け、地域全体としての受入れ体制を整備していくことは、利用者の利便性の向上や地域の魅力の効果的なアピールにもつながる。

このほか、農村までの移動コストが高いこと、交通アクセス（鉄道・バス等の便、自動車利用時の道路等）に問題があること、景観の維持・整備に十分な配慮がなされていない（無秩序に設置された看板等）こと等、課題は多岐にわたっている。

#### （日本の実情に応じたグリーン・ツーリズムの推進が期待される）

今後、我が国において、健康的でゆとりある国民生活の実現に資するよう、グリーン・ツーリズムを国民的な広がりのある取組みとして推進していくためには、上述した諸課題を踏まえ、週末や短期休暇の利用、日帰り型の取組み等といった、日本の実情に応じた方法を検討する必要がある。

グリーン・ツーリズムの推進・定着を図るために、都市住民に対して、農村での楽しみ方や暮らし方等を積極的に提案するなど、農村に対する理解の浸透に努めることが重要である。また、農村が都市住民にとって過ごしやすく、魅力的なものとなるよう、豊かな自然環境や景観といった農村の良さを最大限活かしたものとすることが求められる。

#### 〈事例：クラインガルテン<sup>(注)</sup>による都市農村交流〉

長野県のほぼ中央に位置する四賀村では、都市と農村との交流によって村の活性化を図ること等を目的に、養蚕が不振となった後に増加していた遊休荒廃桑園の一部（3ha）を活用して、滞在型の市民農園「ぼうずやまクラインガルテン」を平成6年に開園し、同村や地元農協、普及センター等で構成される「ぼうずやまクラインガルテン倶楽部」が主体となり、各種イベントの開催や会報

表III-13 ヨーロッパ諸国におけるグリーン・ツーリズムの概要

	イギリス	フランス	ドイツ
背景	自然、歴史、文化的遺産への関心 1947年「都市農村計画法」が制定され、農村らしさの保護政策	18世紀から貴族間で流行 長期休暇制度の整備に伴うバカンスの定着と安価な宿泊地への要望	美しい田園空間への強い愛情 バイエルン州で提唱された農村の自然環境の維持による農業振興施策
特徴	週末等を活用し、B&B型民宿による2泊3日のホリデイが中心 遊歩道や運河・小川を巡る田園散歩、ガーデニング等	バカンスに対応するため 長期滞在に適したバカンス村や貸家民宿が中心 全観光宿泊日数の約2割を占める	バイエルン州を中心に簡易な民宿から田舎のホテルまで整備 農家レストランやクアハウス等地域一体での取組み
休暇制度	1年間に20~25日の年次有給休暇が付与されているのが一般的	1936年に法定年次有給休暇制度を導入(年間30労働日)	1961年に週休2日制を導入、1963年に連邦休暇(バカンス)法を制定
支援措置	農場環境・景観づくりに補助・融資 農家の新規収入機会開拓を支援	民宿・ホテル経営に対する補助 融資	農家民宿投資補助 融資

資料：農林水産省資料

注：「B&B」とは、ベッド&ブレックファーストの略で、朝食付き簡易民宿である。

誌の発行、有機栽培講習会の開催等の運営を行っている。

同農園は、全52区画（会員以外の一般利用が可能な1区画を除く）の貸出し区画からなる。1区画は約300m<sup>2</sup>で、30～40坪程度の菜園と、浴室やトイレ、ガス・水道が完備され宿泊も可能な休憩小屋（ラウベ）、芝生の庭から構成されている。利用期間は基本的に1年間で、12年における利用者は、県内在住者14組、関東や関西地域等県外在住者38組で、交通の便にも恵まれていることもあり、県外在住者の利用が多くなっている。

同農園の利用に際しては、クライインガルテン区内での野菜や花の栽培は有機農法で行うこと、区内での美しい庭づくりを積極的に行えること、俱楽部の年間行事等に積極的に参加する意志があること、1か月に最低3泊または延べ6日間以上利用すること等の利用条件を設定し、農園の良好な活用を推進していることから、利用者の評価は高く、利用希望者も増加してきたことから、同村では、周囲を山に囲まれているという地域条件を活かして、森林浴やきのこ狩り等もできる新しい市民農園を造成しているところである。

## (2) 期待される子ども達の農業体験・農業体験学習

(子ども達の体験活動は豊かな心を育む取組みとして注目されている)

近年、家庭や地域における教育力の低下等を背景にして、子ども達の自然体験・生活体験の不足が懸念されており、子ども達に豊かで多彩な体験活動の機会を与えることが求められている（図III-24）。

このうち、自然体験については、子ども達が豊かな自然環境のなかにその身を置くことで、自然の厳しさや恩恵を知り、自然と調和して生きていくことの大切さ等を理解するとともに、動植物（生命）に対する愛情を育む貴重な機会として期待されている。文部省が実施した調査においても自然体験の豊かな子どもほど、道徳観・正義感が身についているとの結果が出ているように、自然体験への取組みは、子ども達の豊かな心を育み、子ども達の人格形成にも大きな効果を及ぼす取組みであるとして注目されている（図III-25）。

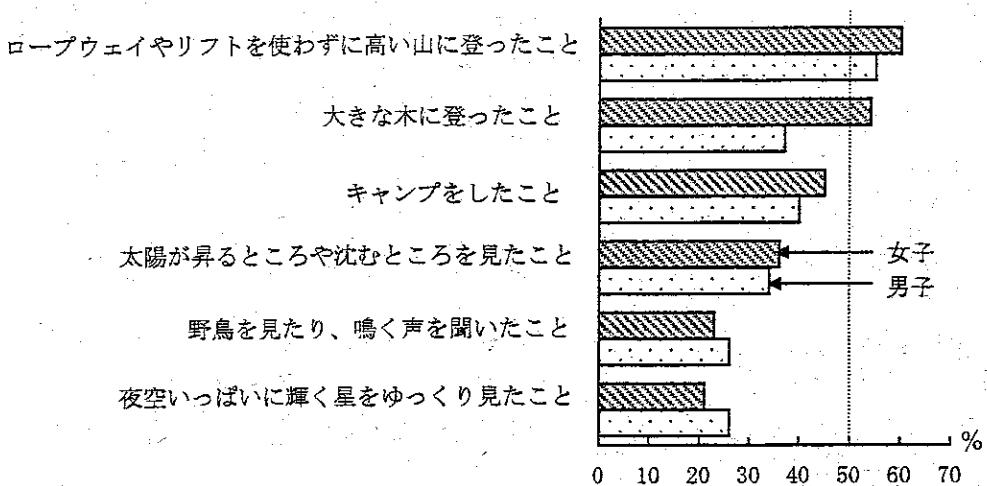
(子ども達の農業体験を充実させていく必要がある)

農村に出向いたり、学校の近くの田畠等において、子ども達が動植物を対象とし、生命を育む営みである農業（農作業）を体験することは、絶好の自然体験の機会になるものと考えられる。

こうしたことから、文部科学省では、11年度から中央教育審議会答申（平成10年6月）に基づき、「全国子どもプラン（緊急3ヶ年戦略）」の一環として、長期にわたる自然体験（体験メニューとして農業体験を含む。）の機会を幅広く子ども達に提供すること等を目的とした「子ども長期自然体験村」事業を農林水産省と連携して実施している。取組みの2年目に当たる12年度には、70地域（海外1地域を含む。）での実施となっており、11年度に参加した者及び関係者からの評価も高く、申請件数、参加予定人数ともに増加（前年度に比べ、21地域、287名増加）している（参考III-3）。このうち、農林水産省との連携によるものは9地域で、279名が夏休みの期間等を利用し、全国各地において地元の農家に宿泊したり、田畠での農作業や家畜の飼育といった農業体験や農村での生活体験等を行っている。また、文部科学省では、農林水産省と連携して子ども達の遊びの場・自然体験の場として利用可能な農業用水路等の登録・利用促進・整備等を行う取組みを実施しているほか、農協が主体となって実施している子ども達の農業体験活動を支援するなど、農業体験や農業に関連する施設等を活用して、子ども達の体験活動の充実を図っている。

子ども達の農業体験については、貴重な自然体験となるばかりでなく、農業に対する理解の醸成や職業観の形成といった観点からも効果が期待できる取組

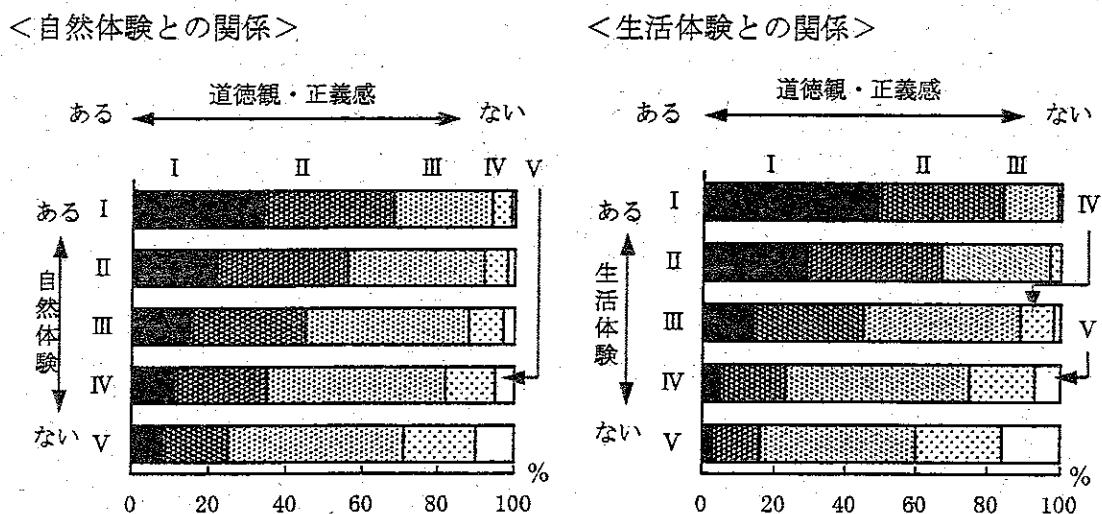
図III-24 子ども達の自然体験の程度（「ほとんどない」と回答した割合）



資料：文部省「子どもの体験活動等に関するアンケート調査（体験活動に関する調査）」  
(10年7月調査)

注：全国の公立小学2、4、6年生、中学2年生を対象とする。有効回答数は11,123人である。

図III-25 自然体験・生活体験の程度と道徳観・正義感との関係



資料：文部省「子どもの体験活動等に関するアンケート調査（体験活動に関する調査）」(10年7月調査)

注：1) 全国の中立小学校2、4、6年生、中学2年生を対象とする。有効回答数は11,123人である。

2) 道徳観・正義感（「バスや電車で席をゆずること」、「友達が悪いことをしていたら、やめさせること」等）、自然体験（「海や川で泳いだこと」、「チョウやトンボ、バッタなどの昆虫をつかまえたこと」等）、生活体験（「小さい子どもを背負ったり、遊んであげたりしたこと」、「ナイフや包丁で、果物の皮をむいたり、野菜を切ったこと」等）の各調査項目への回答を得点化し、I～Vの5段階にまとめたもののクロス集計結果である。

### 参考III-3 子ども長期自然体験村事業（平成11年度）参加者及び関係者の声

何でもやればできることがわかった。自然と仲良くなれた。（小学5年生女子）

14日間で学んだことはたくさんあった。特に学んだことは、協力とチームワーク、自然の大切さ。（小学6年生男子）

家庭や学校では体験させられない、いろいろなことを体験させることができて良かった。（参加者の保護者）

農業離れが言われるなか、都会の子どもに農業を体験してもらったことは非常に嬉しい。（農業指導者（40代男性））

自分達の経験や技術をいかして、今後も子ども達のために手助けしたい。自分達の生き甲斐にもつながる。（農家（60代女性））

事業を契機に、地域づくりがはじまる萌芽がみえた。（地方公共団体首長）

資料：文部省資料から抜粋

みであるため、関係機関の連携のもと、積極的に農業体験の機会を設定・拡充したり、子ども達の成長段階等に応じた体験内容の工夫を図るなど、取組みの一層の充実が求められている。

#### ＜事例：子ども長期自然体験村事業の取組み（体験学習）＞

新潟県六日町<sup>むいかまち</sup>では、町や普及センター等で構成する「コシヒカリの郷」子ども自然体験村実行委員会が、財団法人日本ユースホステル協会と連携し、「子ども長期自然体験村」の取組みを実施している。

本取組みは、同町で昭和63年度から実施していた「農業体験大学校」（観光農園等のレジャー型農業体験を中心とする都市農村交流の取組み）の実施組織やノウハウを活用し、平成11、12年度に実施したもので、毎回20～30名程度の小中学生（関東（友好都市関係にある埼玉県深谷市や与野市等）や関西の都市部出身者が多い。）が参加している。

同体験村に参加した子ども達は、14泊15日（夏季）の長期にわたって親元を離れ、溪流キャンプや山歩き等の自然体験のほか、枝豆の収穫をはじめとする農作業、地元の農家に民泊しての農村生活、地元の子ども達との交流等、日常の都会生活では得ることのできない数多くのプログラムを体験している。また、12年度（夏季）には「環境」をテーマとして、ゴミ焼却場やリサイクルセンターの見学、町内を流れる川の水質調査等の設定テーマに関連する学習も行うなど、それぞれの体験学習は子ども達にとって貴重な経験となっている。

同実行委員会では、「体験交流の取組みは全国的に増加傾向にあるが、底の浅い体験交流は淘汰される。参加した子ども達に何かが残る取組みにする必要がある」という考えに立ち、今後も体験プログラムの工夫等に努めていくとしている。

#### ＜事例：農作業体験や生物観察等による自然体験活動への取組み＞

福井県大野市<sup>おおのし</sup>では、農家や元教員等の様々な人が集まり、子ども達に農作業体験や生物観察等を通じて農村の自然や伝統的な生活に触れさせる活動を行っている。中心となっているのは、地元の土地改良区の元理事長で、10数年前から考えていた構想を知人に伝えていくうちに約30人からなるDグループが結成され、平成11年に小・中学生の親子を主な対象とする「田んぼの学校」を開校した。

「田んぼの学校」とは、国土庁、文部省及び農林水産省が10年度に開催した研究会において提唱された、水田や農業用水路、ため池、里山等を活用した子ども達の自然体験活動であり、支援センター（農林水産省の外郭団体）が全国

に呼びかけを行い、各地で展開されているなか、同グループもこれにこたえて取組みを開始したものである。

それぞれの地域で、営まれている農業や農村の歴史、自然環境等の特性に即した取組みが、各活動主体の独自な発想により行われているが、同グループでは、地元紙やインターネット等により参加者を募集し、宿泊施設を利用した1泊2日の日程を基本とし、春から秋にかけ毎月1回のペースで「田んぼの学校」を開催している。これまでに実施された授業内容は、田植え、水田の生物観察、川遊び、登山、稻刈り、麦のは種、郷土料理づくり等であり、毎回、同グループの専門的な知識をもつメンバーが先生となり、参加した子どもと親達に、農作業体験や農村に生息する生物、自然環境との触れ合いの楽しさとこれらを守っていくことの大切さを伝えている。

本活動は、大野市のはか近隣の福井市等から50名を超える参加者が集まるこもあり、同グループでは、こうした参加者の熱意にこたえて活動を拡充し、通年開校とするなど意欲的な取組みをみせている。

#### (小・中学校における農業体験学習が注目されている)

現在、全国の多くの小・中学校において、子ども達の自然に対する興味・関心の醸成や勤労体験、職業観の形成、情操的効果等を目的とした学校農園や農家体験、農家訪問・講話、農業施設訪問等といった農業体験学習の取組みが行われているなど、農業体験（農業体験学習）は教育の場においても注目されている。また、平成11年度の学習指導要領の改正に伴い導入されることになった「総合的な学習の時間」（12年度からの移行措置を経て、14年度から全面実施）においては、ものづくりや生産活動等の体験的な学習を積極的に取り入れるように配慮すべきとされていること等もあり、子ども達にとって絶好の自然体験の機会ともなる農業体験（農業体験学習）に取り組む学校も増加すると考えられる。

しかしながら、農業体験学習の実施については、「体験学習をする場所の確保」や「農業体験学習を指導する者の不足」等を問題とする学校も少なくなく、教育機関のみでの実施には、多くの問題点をかかえている現状にある<sup>1</sup>。

農林水産省においては文部科学省との連携のもと、小・中学校における農業体験学習の円滑な実施を支援するため、体験学習の場の企画や教職員に対する農業研修、関係機関への働きかけ、学校関係者や子ども達への「食」や農林水

\*1 農林水産省「小・中学校における農業体験学習の取組に関するアンケート調査」（9年度）調査結果による。

産業に関する情報提供等を実施しているところであるが、より多くの学校において農業体験学習が実施されるよう、各種支援の一層の充実を図っていくことが必要である。

＜事例：市内の全小中学校で実施している「セカンドスクール」（自然体験学習）＞

東京都武藏野市では、市内の全小中学校（小学校12校、中学校6校）において、子ども達が緑豊かな農村等に出向き、自然体験等を行う「セカンドスクール」の取組みを学校教育の一環として実施している。

本取組みは、恵まれた自然環境のなかでの体験学習や集団での長期宿泊の体験を通して、子ども達の創意工夫の態度や個性の伸長を図ること、生活の自立に必要な知識や技能、生活習慣を身に付けさせること、子ども達の間の友情を深めること等を目的とするもので、各校が自主的に計画（受入れ先・内容等）をたて実施していくことが特徴となっている。

平成4～6年度にかけて試行・検討を重ね、7年度から本格的な取組みを開始、8年度には市内の全小中学校が学期期間中に実施する現在の形となり、取組み開始後6年目に当たる12年度には、対象となる児童生徒（小学5年生と中学1年生）約2千人が、受入れ先となる全国の7県12市町村において、星座の観察や登山・ハイキング、稲刈りやわら細工等の農業・農産加工体験、農業者との交流等を行っている。

参加した子ども達は、日常と違う環境のもと、様々な体験を通じて多くのことを身に付けることができる。また、受入れ先となった市町村の人を運動会や学芸会に招待する学校も出てきたり、受入れ先となった市町村にも影響を与えるなど、取組みは広がりをみせており、同市では、大きな成果をあげている体験教育、総合学習を実践する「セカンドスクール」をより一層充実させていくとしている。

### (3) 都市農業の果たす役割

(都市及びその周辺地域の農業は食料生産のほか多面的な役割を果たしている)

都市及びその周辺の地域において営まれている農業は、野菜や花きの農業粗生産額で全国の4割近くを占めており、生鮮野菜等の生産・供給において大きな役割を果たしていることから、このような地域では農業振興地域制度等の適切な運用を通じて、農地として利用すべき土地の農業上の利用を確保することを基本として対応している(表III-14)。また、農産物の生産以外にも、都市の居住者に対して緑豊かな生活環境や良好な景観を提供しているほか、身近かに農作業や農作物に触れることによる情操教育の機会や災害時の防災空間の提供といった多様な役割を果たしている。

農林水産省関東農政局が首都圏大都市の居住者世帯を対象に行ったアンケート調査の結果によると、条件付きを含め「居住地周辺に農地や農業がある方が良い」とする世帯は92%に達しており、その理由(複数回答)についてみると、「季節を感じることができる、心が安らぐ」(75%)、「緑が多くなり、居住環境や景観が良くなる」(69%)のほか、「植物の成長、食料の生産等について子どもの教育に役立つ」(47%)があげられるなど、居住地周辺の環境保全、良好な景観形成、農業を通じた情操教育等を含む多様な役割への評価がうかがわれる(図III-26)。

このような都市及びその周辺の農業の有する多面的機能の保全に向けた地方公共団体の取組みが広がっており、市民農園の開設や農業振興に関する条例の制定等に取り組んでいる例もみられる。

一方、農業団体においても、新鮮な農産物の供給、農業体験等の場の提供等を求める都市住民の要望にこたえつつ、都市及びその周辺の地域における農業の維持・振興を図るため、農産物直売施設の整備や市民農園・学童農園・観光農園の開設・普及等を進めるとともに、都市住民の理解と支持のもとで農業と地域との調和が図られるよう、都市農業が果たしている役割等についての情報提供等の取組みを推進している。

#### <事例：都市農業の振興にかかる基本条例の策定>

東京都日野市は、郊外のベッドタウンとして発展しているが、「市民と自然が共生する農あるまちづくり」を基本理念として、市内に残された農地を活用した都市農業の振興を図っている。

同市には、平成7年時点で市の総面積の約10%に相当する270haの農地が残されているものの、ほとんど(99%)が市街化区域内にあり、野菜を中心とし

表III-14 全国の農業粗生産額に占める都市的地域の割合（平成11年）

(単位：%)

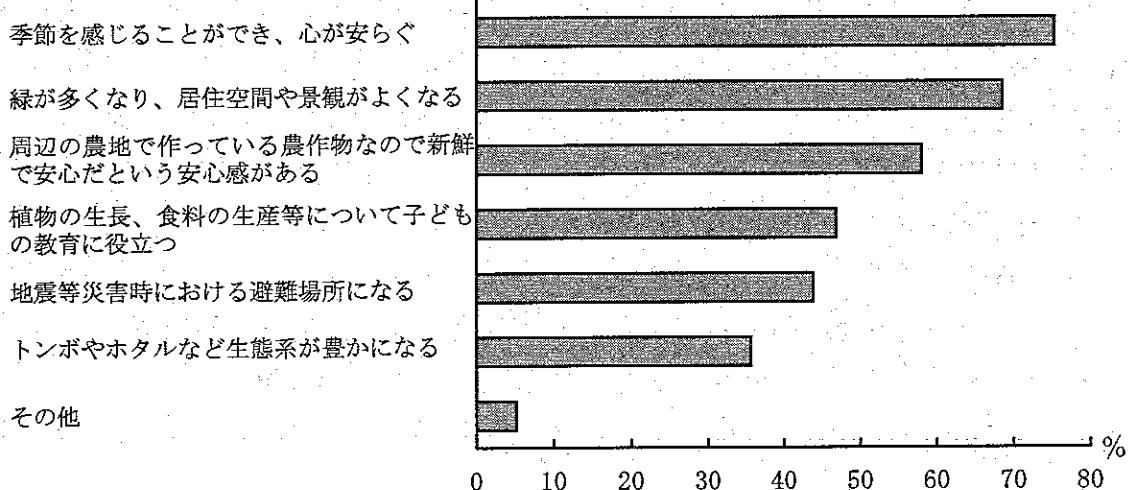
都市的地域 農業粗生産額計	耕種計					畜産計
		米	野菜	果実	花き	
28	31	27	37	33	38	19

資料：農林水産省「生産農業所得統計」

注：都市的地域とは、次の①または②を満たす地域のことをいう。

- ① 可住地に占める人口集中地区面積が5%以上で、人口密度500人以上または人口集中地区人口2万人以上の市町村。
- ② 可住地に占める宅地等率が60%以上で、人口密度500人以上の市町村。  
ただし、林野率80%以上のものは除く。

図III-26 大都市居住者が居住地周辺に農地・農業がある方が良いと思う理由（複数回答）



資料：農林水産省「都市農業消費者アンケート」（12年2月）

注：1) 農林水産省関東農政局が埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の大都市に居住する世帯を対象に実施したアンケート調査であり、回答数は953世帯である。

2) 「居住地周辺に農地や農業がある方が良い」とした880世帯(92%)のうち、239世帯(25%)は、農薬の散布、悪臭・害虫や土ぼこり等の発生がなければ良いとしている。

た農産物は生産地周辺で消費されるという典型的な都市農業が営まれている。

このような状況のもと、同市では、これまで2度にわたり農業振興計画を策定し、都市農業の振興に取り組んできたが、10年7月に、農業振興を市の重点施策として位置付ける趣旨から、「日野市農業基本条例」の制定に至った。この基本条例では、環境に配慮した農業、消費者と結び付いた生産及び流通、農業者と地域住民との交流等の9項目からなる農業施策の基本事項を定めており、地域農業の振興は、新鮮で安全な農産物の供給を受け、また、農業の有する多面的機能により保全される自然環境を享受するすべての市民にかかわる施策であるとしている。

また、農業施策の基本事項のなかには、農地とともに農業用水路の保全が含まれており、市内を流れる農業用水路を生物が生息できるように自然材料を用いて再整備し、復元された生態系の保全活動への市民参加を促進するなど、農業と自然を市民の身近なものとする取組みをあわせて行っている。

#### (市民農園は都市的地域を中心に農業との触れ合いの場として設置されている)

市民農園は、農業者以外の人々が近場で本格的な農業を体験できる場として注目されており、その開設数は平成11年6月現在、全国で6,138か所に達し、このうちの約8割(4,747か所)が都市的地域に位置するなど、都市的地域を中心として増加傾向にある<sup>\*1</sup>。

市民農園は、特定農地貸付に関する農地法の特例に関する法律(元年6月制定)または市民農園整備促進法(2年6月制定)に基づくもののほか、法律に基づかず農園利用方式により農家個人が開設しているものがあるが、開設年数をみると約6割が10年以下であり、近年において大きく増加していることがうかがわれる。

市民農園の役割としては、前述したほか生産者(農業者)と消費者(都市住民)との交流の場となることや、都市住民が農業生産の仕組みや農業の果たしている役割を理解する貴重な機会を提供していること等があげられ、このような市民農園の役割にかんがみ、その普及に向けた取組みの充実が期待されている。

#### <事例：都市的地域の農家が取り組んでいる市民農園>

大阪府岸和田市のE地区では、都市化のなかで農業の存続を図ることを目的として、地区内20戸の農家が集まり、生産者協議会を設立して約3haの農地の

\*1 資料：農林水産省「多様な形態による農地の保全管理への取組に関する調査」

整備等を行ったうえで、その一部を市民農園として地域住民の農業体験に提供している。

大阪府では、都市の発展と調和した農業を育成するための独自の制度として、昭和60年から生産緑地等においても長期の農業的土地利用を行う区域を「都市緑農区」に指定し、都市緑農区基盤整備やコミュニティ農園整備等への支援を行っており、E地区においてもこの制度が活用された。

平成6年の整備完了を契機に、生産者協議会は農事組合法人に移行し、法人による農作物の生産、市民農園の運営とあわせ、毎週日曜日には朝市を開催して生産物の販売を行っている。市民農園は好評のもとに利用されており、朝市にも多くの人々が集まるなど、都市住民の農業とのふれあいや農家と地域住民との交流の促進に大きく貢献している。